

第2編

地域福祉のまちづくり構想

第1章 基本理念と基本目標

1 基本理念

少子高齢化、情報化、経済のグローバル化や地域のつながりの希薄化が進むなか、医療・介護の需要増加、家族や地域の分断化、家庭や学校、職場環境を含めた問題の多様化が生じています。従来の社会福祉・保健・医療制度の枠組みだけでは、現実的で切実なニーズに応えることが難しくなっています。既存の福祉的活動の枠を超えて、行政機関と住民一人ひとりが地域の課題をともに考え、活動しながら解決していくことが必要です。

人々が健やかに暮らしていくためには、母子保健、子育て支援、食育*の推進、生活習慣病*予防、介護予防*や災害対策等を含めて地域の中に生じているニーズを発見しながら支えあい、地域づくりを進めることを基本とします。

地域福祉とは、「子ども、高齢者、障害のある人」を含めた、地域に暮らすすべての人が福祉的な制度を効果的に利用しながら、支えあい、生きがいを持って生活していくためのものです。

自身だけではなく、住民同士が認めあい、互いの立場を尊重し、受け入れていくことは、地域における参画の推進や、人権の尊重につながっていきます。そのためにも、子どもの頃から、支えあいの気持ちを育むことのできる環境づくりが必要であり、それぞれの世代は共に学びあっていくことが大切です。

私たちは、東村山市という自然環境に恵まれた都市の中で、人と交わること、人のつながりを大切にし、住民活動計画である「地域福祉活動計画」とも連携しながら、互いに支えあっていける活動も展開していきます。これらのことから、本計画の策定にあたっては、次のような地域社会像を基本理念とします。

認めあい 支えあいながら
健やかに暮らしていくまち 東村山



2 基本目標

地域福祉の基本理念を実現していくため、本計画においては次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標

1

互いに認めあい、参画する地域社会づくり

基本目標

2

わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制

基本目標

3

市民が自分らしく、健やかに暮らしていくための
しくみづくり

基本目標

4

安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

1 互いに認めあい、参画する地域社会づくり

少子高齢化が進行し、サービスの需要と供給に偏りが出て来るなか、これからの地域社会では、行政が行うことへの関与にとどまらず、住民自身が参画し、考え、動いていくことが大切になります。そのために、お互いを認めあい、交流していくという支えあいの地域を醸成していきます。

●施策の方向

互いを認めあう地域社会への推進

- ・ 性別、年齢、国籍、能力、姿形などにとらわれることなく、互いを認めあい、ともに生きることができる「地域共生社会^{*}」をめざし、地域づくりを進めていきます。
- ・ 地域での活動や交流等を通じて、住民同士のつながりを促進していきます。
- ・ 「健康のつどい」、「障害者週間^{*}・福祉のつどい」といったさまざまな機会を通じて、健康意識や福祉意識の向上をめざしていきます。

可能性を伸ばし心ゆたかに暮らせる環境の整備

- ・ ゆたかな子ども時代を過ごせるように、家庭、学校、地域が一体となって子どもの居場所づくりや学習機会等をつくることに努めていきます。
- ・ 障害児教育や放課後余暇活動の充実に努めます。
- ・ 地域で自立した生活を送れるよう、就労支援施策を推進します。

住民が参画する地域福祉体制の推進

- ・ 住民参画と協働^{*}により地域課題を解決していけるよう必要な支援を行います。
- ・ さまざまな地域活動を進める「東村山市社会福祉協議会^{*}」と適切な連携に努めます。
- ・ 住民活動計画である「地域福祉活動計画」と連携して地域の実情や特性に合わせた活動を推進していきます。
- ・ 地域福祉計画の推進、進捗管理を「保健福祉協議会」や関係会議において実施していきます。
- ・ 地域福祉の推進のため、庁内組織のつながりや、関係機関等との連携体制について、いっそうの強化に努めていきます。

2 わかりやすい情報提供と包括的な相談支援体制

福祉制度の改正や地域課題が多様化するなか、必要とするときに必要な情報が入手でき相談が受けられるよう、また、必要な支援を受けずに孤立している人も制度につながるよう、子どもから高齢者までその人に合った支援や情報提供を行うことで、切れ目のない相談支援体制を構築していきます。

●施策の方向

情報提供の充実

- ・ 必要な人に必要な情報の提供ができるよう、伝えたい人の状況を踏まえた効果的な媒体（市報、チラシ、Web^{*}、SNS^{*}等）や手法（地域ごとの説明会等）による情報提供の充実をめざします。
- ・ 地域コミュニティの推進の一助となるよう、エリアや目的ごとのイベント情報等の集約・発信について引き続き推進していきます。
- ・ 「音声読み上げコード^{*}」の活用や、手話通訳者の養成等、障害特性に配慮した情報提供の充実に努めていきます。

相談支援体制の充実

- ・ 福祉、子育て、介護、保健、医療の各種相談支援について、きめ細やかな対応ができるよう、また複雑・高度な相談ニーズに対応できるよう、それぞれの連携や専門相談の活用、相談体制の充実を図ります。
- ・ 多様な困りごとを持つ人たちの相談に対応するとともに、必要な支援につながっていない人に対してアプローチする環境づくりに努めます。

3 市民が自分らしく、健やかに暮らしていくためのしくみづくり

住み慣れた地域で、心ゆたかに、健やかに暮らしていくために、人と関わりあいながら「身体の健康、心の健康、社会的健康（社会的つながり）※」を増進していくための活動を進めます。また、地域生活を支える福祉サービスや、権利擁護※体制の充実に努めます。

●施策の方向

こころやからだの健康増進

- 健康寿命※の延伸の取り組みのため、「健康ひがしむらやま 21」を推進し、がん検診、特定健康診査※、特定保健指導※の受診・利用率向上を図ります。
- 「母子保健計画」を推進し、母子の健康や健やかな発育をめざします。
- こころの健康、子どもの生活習慣、食育※と正しい食習慣、健康な高齢期を迎えるための介護予防※など、健康に関する知識の普及に努めます。
- 身近な地域で健康相談や診療が受けられるよう、「かかりつけ医※、かかりつけ歯科医※、かかりつけ薬局※」の普及・定着を促進していきます。

保健福祉や予防に関する意識の向上

- 健康的な生活習慣づくりや生活習慣の改善を行えるよう、健康相談や健康教育※を通じた普及啓発や日常生活の中での健康づくりを推進します。
- 身近な地域で健康増進への意識の向上を図るとともに、「三師会※」や「保健推進員会」をはじめとした健康づくりに関わる地域団体との連携を強化していきます。
- 高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自立した生活を送ることができるよう、「介護予防・日常生活支援総合事業」や生きがいくくりによって、一人ひとりの健康づくりを推進していきます。

地域生活を支える福祉・保健・医療サービスの充実

- 障害のある人や高齢者の地域生活を支えるサービスや、地域における子育てを支援するためのサービスの充実に努めます。
- 介護、支援が必要になってもいきいきと暮らせる地域をめざし、医療・介護の連携を推進します。また、「高齢者がサービスの受け手になるだけでなく、担い手として活躍することで結果的に介護予防になる」という考え方で、地域における介護予防・日常生活支援総合事業の実践に努めます。

権利擁護*支援体制の充実

- ・ 地域での見守り体制を支えている民生委員・児童委員*、老人相談員、社会福祉協議会*福祉協力員*、保健推進員*等の活動を支援していくとともに、民生委員・児童委員の充足率の向上に努めます。
- ・ 判断能力が不十分となった方の地域生活を支えるために、「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」や「成年後見制度*」の利用を支援します。
- ・ 地域における虐待防止に向け、研修の実施や相談体制の充実に努めます。
- ・ 子どもを事故・犯罪等から守るため、学校、家庭、地域等が協力して、地域の見守り活動や安全対策の推進を実施していきます。



4 安心して地域で暮らしていくためのまちづくり

「人にやさしいまち」、また「安全・安心なまち」になるよう、バリアフリー※（建物、心、制度、情報）のまちづくりや災害等に対する備えを進めます。また、地域における人材育成、事業者の育成や社会福祉法人等との連携、事業者指導の実施により、福祉サービスの基盤となる担い手の育成と、提供されるサービスの質の保障に努めます。

●施策の方向

安全・安心なまちづくりの推進

- ・ 地域のつながりを強めることで、避難行動要支援者※に平常時や災害時等に円滑な支援を行えるよう、「避難行動要支援者名簿」の整備を進めていきます。
- ・ その他、『東村山市地域防災計画』等に沿って、避難行動要支援者にとって必要な支援体制の整備を進めていきます。
- ・ 「地域みまもりネットワーク」や「地域まるごと子育て支援」など地域におけるネットワークを活かした取り組みを推進します。
- ・ 当市内の社会福祉法人によって組織される「東村山市内社会福祉法人連絡会※」が実施する地域における公益的な取り組みとの連携を図ります。

地域における人材や事業所の育成と充実

- ・ 「第三者評価※」の受審勧奨、情報提供や研修を通じて、事業所の育成と福祉サービスの質の向上を図っていきます。
- ・ 地域福祉の向上のために活動する民間団体へ、協働※の原則に基づきながら、活動内容を充実していく支援を図ります。
- ・ 地域における福祉人材育成や人的資源の活用のため、地域における担い手の養成や居場所の確保などの取り組みを支援していきます。

福祉を推進するための基盤的施設整備

- ・ 地域に根付いた施設としてその利用促進を図ることや、豊かな地域生活を送れるように地域における施設の整備や有効活用について検討していきます。
- ・ 気軽に立ち寄り、年代や障害の有無にかかわらずさまざまな人と交流できるよう、地域における活動の場やつどいの場の確保について検討していきます。

人にやさしいまちへの整備

- ・ 「東京都福祉のまちづくり条例^{*}」等に沿った、誰にでもやさしいまちづくりを推進していきます。
- ・ 誰もがまちの中で不自由なく活動できるよう、バリアフリー^{*}化を進めるとともに、ユニバーサルデザイン^{*}によるまちづくりを推進していきます。



第2章 地域福祉計画の重点施策

地域づくりの推進・地域活動との連携

近年、福祉課題が多様化・複雑化しており、支援にあたり複数の福祉施策の利用が必要なケースや、制度のはざまとなるケースが増加しています。これらに対応するためには、住民や地域団体、行政がお互いの責任と役割を認識しあいながら、さまざまな分野にわたる生活課題を把握し、対等な立場に立って、解決に向けた地域福祉の取り組みを行っていく必要があります。行政はそのしくみが円滑に進むよう協働^{*}の原則により必要な支援を行い、「地域共生社会^{*}」の実現に努めます。

●地域づくりを推進するしくみの一例

- ・地域福祉活動計画
- ・エリアネットワーク会議^{*}
- ・障害者自立支援協議会^{*}
- ・地域ケア会議^{*}
- ・民生委員・児童委員^{*}協議会、保健推進員会、社会福祉協議会 福祉協力員^{*}会 など

福祉人材と事業者の育成

地域ニーズを充足させる福祉サービスの提供や質の向上のためには、そこで働く福祉人材や事業所の育成が重要となってきます。

当市では、福祉行政から得た事業経験や、市内および近隣に大学等の教育機関が多く立地している環境等を活かして、住民・学生等に福祉の現場で身をもって体験・学習し、人とのつながりやその大切さを経験する機会と場を提供することで、これからの地域福祉を担う新たな福祉人材の育成を図ります。

また、社会福祉法人や介護事業所等の自己評価や第三者評価^{*}の受審勧奨、指導検査の適正な実施をはじめ、情報提供や研修を通じて事業所の育成と福祉サービスの質の向上を図っていきます。

さらに、福祉人材の確保を推進するため、「市内社会福祉法人連絡会^{*}」や就労に関する相談窓口、「福祉のしごと相談会」等との連携を図ります。

生活困窮者対応施策の推進

平成 27 年 4 月 1 日、「生活困窮者自立支援法」の施行により全国的に生活困窮者自立相談窓口の設置が義務づけられました。当市では、『ほっとシティ東村山（東村山市暮らし・しごとサポートセンター）』の名称で、生活に困りごとを持った人を対象としたワンストップの相談窓口を開設し、自立に向けた支援を行っています。

***詳しい取り組み内容**

生活困窮者自立支援法では、必須事業として「自立相談支援事業」、「住居確保給付金」、任意事業として「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」、「学習支援事業」、「一時生活支援事業」、「その他の事業」の実施を定めています。当市では以下の表の事業を実施することで、生活に困っている人の自立促進を図っています。

事業名	事業内容
自立相談支援事業	生活が困窮した人のワンストップ型相談事業。相談者に対して、第一段階として自立相談を受け、アセスメント*を行います。継続支援が必要な場合は、プランを作成し、自立に向けた支援を行います。他の機関の支援が必要な場合には、相談者のニーズの合う機関へつなぎます。 【就労支援】 既存の、ハローワークと連携を取り実施する就労支援に加え、平成 28 年度より『ほっとシティ東村山』にて独自に企業開拓し、紹介・あっせんを行う「職業紹介事業」を開設し、支援の強化を図っています。
住居確保給付金	離職者であって就労能力および就労意欲のある人のうち、住宅を喪失している人または喪失するおそれのある人を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援等を実施し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。
学習支援事業	子どもの貧困の連鎖の防止のため、基礎学力の向上や学習習慣の確立、社会的な居場所の創設等を目的として、生活困窮世帯の児童に対し、学習支援を行っています。
就労準備支援事業	生活困窮者と生活保護被保護者を一体化して実施しています。 長い間就労していない等、就労の準備が整っていない人に対し、生活習慣形成のための支援を行う「生活習慣支援」、就労の前段階として必要な社会的能力の習得をめざす「社会能力支援」、中間的就労の場の提供や、一般雇用への就労活動に向けた技法や知識の習得等の支援を行う「就労技術支援」といった支援を行っています。

<p>家計相談支援事業</p>	<p>現状の家計管理に問題を抱える人に対する、一か月の収支について助言等を行う支援に加え、より専門的な債務整理支援や資産活用支援、家計簿作成支援を実施しています。</p>
-----------------	---

***現状と課題**

より多くの支援の選択肢を示し、相談者のニーズに沿った自立支援策を講じるために、早期発見・早期相談が欠かせません。

窓口開設以来、相談者数は増加していますが、今だに、生活が切迫した状態での相談が多いのが現状です。より多くの人に『ほっとシティ東村山（東村山市暮らし・しごとサポートセンター）』の認知度を高めることで、早期発見・早期相談につなげていくことが必要になります。

***今後の方針**

生活困窮者自立支援法のめざす目標として「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が掲げられています。市内のあらゆる機関はもちろんのこと、市民にまでネットワークを広げることにより、地域づくりを進め、地域で早期発見・早期相談につなげるシステムの構築をめざします。

また、相談者のニーズや状況に応じた支援を実施するために、ネットワーク内での連携を強化し、自立支援策となる社会資源を拡充することで、支援の幅を広げていきます。

これらの取り組みにより、生活困窮者自立支援窓口である『ほっとシティ東村山（東村山市暮らし・しごとサポートセンター）』の支援の充実を図っていきます。

災害時等における要配慮者[※]への支援体制の整備

『東村山市地域防災計画』に基づき「災害時要援護者支援全体計画」を作成し、推進しています。これは日頃から地域での見守りや、災害発生時に一定の支援が必要な人（以下、「避難行動要支援者[※]」と言う。）への基本的な支援方法や考え方等をまとめたものです。また、災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の整備についても記載されています。

災害時等における要配慮者のうち、要支援者情報の整備と「福祉避難所」の指定について、以下に概略を示します。

「避難行動要支援者名簿」の整備

市では避難行動要支援者情報について、次の2つの方式で整備し活用していきます。

（1）避難行動要支援者名簿（行政情報抽出方式）

市が保有している行政情報（介護保険の認定者情報、障害者手帳[※]情報等）から一定の基準で情報を抽出して作成する名簿です。この名簿は、平時からの情報共有は行いません。「本人の生命・身体・財産に対する危険を避けるため、やむを得ないと認められる」場合にのみ、必要な範囲で情報提供を行うことがあります。

名簿への登録は要件を満たした場合、自動的に行われるため、申請の必要はありません。

（2）避難行動要支援者名簿（手上げ方式）

関係団体（警察署、消防署、民生委員・児童委員[※]協議会等）への情報提供について、同意をいただいた人のみを一覧にした名簿です。平時から関係団体で共有し、地域での見守りにつなげます。

名簿への登録は市へ「登録申込書」を提出することにより行われます。

この制度は、「地域の助けあい」により推進するもので、地域の皆さまの協力により成り立つものです。また、支援者や関係団体の人たちはあくまでも善意と地域の助けあいにより支援を行うものです。災害時はこれらの人たちも被災者となりますので、できる範囲でのご協力をお願いしていきます。

●避難行動要支援者※名簿の対象者

区 分		(1) 行政情報抽出方式 ※市で持っている情報から抽出する。	(2) 手上げ方式 下記の対象者のうち、地域での情報提供に同意をいただいた人
高 齢 者		<ul style="list-style-type: none"> 「要介護1」以上で在宅生活をしている人 70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態等で単独避難が困難な人 原則、70歳以上のひとり暮らし高齢者、75歳以上の高齢者世帯で、単独避難が困難な人
障害者	身体障害者	身体障害者手帳※1、2級を所持し、在宅生活をしている人	原則、身体障害者手帳を所持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な人
	知的障害者	愛の手帳※1、2度を所持し、在宅生活をしている人	原則、愛の手帳を所持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な人
	精神障害者		原則、精神保健福祉手帳を所持し、在宅生活をしているが、単独避難が困難な人
	難病患者		原則、都の指定する難病患者としての認定を受け、在宅生活をしているが、単独避難が困難な人
乳 児		0 歳	
妊 産 婦		妊 産 婦	
外国籍の人			日本語でのコミュニケーションが困難である等、地域生活に不安を感じている人

福祉避難所（二次避難所）の指定

「福祉避難所」とは、大規模な災害が発生した場合に「一次避難所」での避難生活が困難な要配慮者※が「二次避難所」として使用する施設のことを言い、平成29年度現在、市内に14か所の施設を指定しています。（※詳細〔施設一覧〕については「資料編」をご参照ください。）

当市では「福祉避難所連絡会」を設置し、避難所との円滑な連携を図るとともに、「福祉避難所設置・運営マニュアル」の作成を進めています。

「成年後見制度^{*}」の推進

「成年後見制度」は、ノーマライゼーション^{*}や自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的の障害により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」または「後見人」と言う。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するために導入されました。

「成年後見制度」の申立件数については、平成 11 年の事業開始から増加傾向にあり、今後、認知症^{*}高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれることから、制度の利用の必要性が高まっていくと考えられています。しかしながら、社会生活上大きな支障が生じない限り、「成年後見制度」は利用されていない状況が見受けられることから、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 4 月 15 日公布、同年 5 月 13 日施行され、制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことになりました。

当市では、平成 20 年度より「成年後見推進機関」を設置し、緊急性の高いケースについて関係機関と調整・連携を行ったり、親族申立てが困難なケースでは「成年後見制度」の市長申立てを行ったりと、「成年後見制度」および「地域福祉権利擁護^{*}事業」の積極的な推進や周知を図ってきました。また、平成 28 年度より「市民後見人」の養成を開始し、市民後見人の活用や法人後見監督の体制整備を進めてきました。

また、今後、制度の利用促進を図っていくため、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止といった場面ごとに地域における課題を整理して体制を整備し、対応の強化を進めていきます。

「第5次地域福祉活動計画（住民活動計画）」との連携

「地域福祉活動計画」とは：

日常生活の中で起こるさまざまな福祉の課題を整理して、行政や福祉の関係者だけが担い手になるのではなく、住民同士の連携により「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を推進するための計画です。具体的には、東村山をより良いまちにするために、市社会福祉協議会*が呼びかけ人となり、地域住民、社会福祉活動団体、事業者が互いに協力して策定する「住民の行動計画」と言えます。

「第5次地域福祉活動計画」（平成30年度～35年度） 概要版

基本理念 わたしがつくる みんなでつくる つながり支え合うまち

重点目標1 困っている人をひとりにしないまち

重点目標2 様々な人が協力し合うまち

重点目標3 誰もが地域活動に参加できるまち

アクション1 『あいさつ^{プラス}ひと言運動』を進めます

地域懇談会を通じて、地域に出るきっかけづくりに取り組みます

市内には様々な人が暮らしており、中には生きづらさを感じながら生活されている方達もいます。そのような課題解決にあたり、既存の制度だけでなく、住民同士が悩み事を相談したり、一緒に解決したりする支え合いが必要です。

アクション2 『町なか^{ゴミ}護美プロジェクト』を進めます

気軽に参加できる活動を通じて、地域への関心を高めます

例えば、ゴミ拾いの取り組みに参加することで安心・安全な地域となり、人と人が知り合い、つながりをつくるきっかけになります。このように、いつでもだれでも気軽に参加できる取り組みを通じて、人や地域への関心を高めていくことが必要です。

アクション3 『子ども協力員』の検討・募集をはじめます

子ども達が主役になって、まちづくりを進めます

地域において「予定が合えばボランティア活動に参加したい」と考えている子ども達が大勢いることや、ボランティア活動を行っている方々の次世代へのバトンタッチが難しくなっている現状が見えてきました。ライフサイクルに応じた福祉学習の機会を用意することが求められています。

アクション4 それぞれの人に合った、“行きたくなる場所&場”づくりを進めます

“行きたくなる場所&場”づくり応援ねっを創設します

地域に暮らしている人の中には「困ったときに相談する相手がいない」といった、地域で孤立しがちな方々があります。地域の中で皆が互いに協力し、住みやすいまちにしていくために、「ひとりじゃない」を感じられる場所や場づくりを進めていく必要があります。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

行政計画である「地域福祉計画」と住民活動計画である「地域福祉活動計画」は、共に地域福祉の推進をめざすものとして“車の両輪”のような関係です。両計画の連携が取れるよう、それぞれの計画策定や推進にあたっては、地域の活動団体、社会福祉協議会^{*}、市職員等を委員とする協議会や委員会等が設置されています。



第3章 人口等の推計

本計画の計画期間の前半3年間に当たる平成30年度から同32年度までの人口等について、下記のように推計します。

単位：人（「高齢化率」は％）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
総人口	152,353	152,099	151,835
児童数（0～17歳）	23,003	22,813	22,499
高齢者人口（65歳以上）	39,671	39,836	39,970
高齢化率	26.0%	26.2%	26.3%
要介護・要支援認定者数	8,182	8,479	8,781
身体障害者手帳※所持者数	5,302	5,357	5,414
「愛の手帳※」所持者数	1,112	1,142	1,173
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,719	1,798	1,878
自立支援医療（精神通院）利用者数	3,194	3,274	3,353
難病医療費助成認定者数	1,502	1,534	1,565

※ 人口は、「第4次総合計画・後期基本計画」策定時の人口推計の数値です。

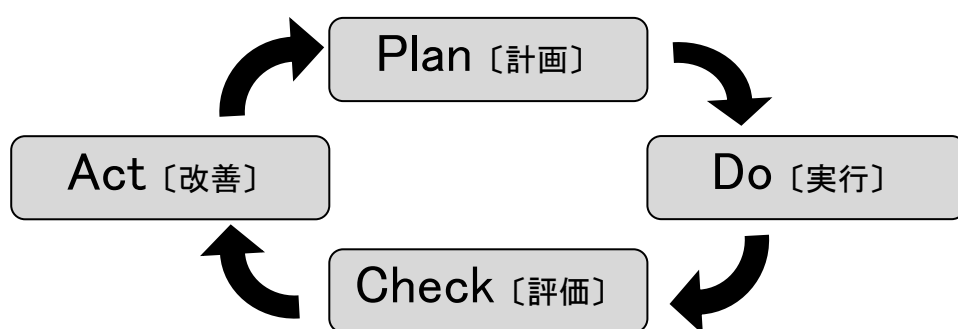
※ 要介護・要支援認定者数は各年度10月1日現在、各手帳所持者数等は4月1日現在の数値です。

※ 各手帳所持者数等は、種別ごとの平成29年度までの変動率を基に、総人口の推計値も勘案して算出しています。

第4章 計画の推進と進行管理

(PDCAサイクル※)

本計画の推進にあたっては、今後の国や東京都の動向を注視して制度改革等に関する情報の迅速な収集と対応に努めるとともに、進行管理については、進捗等の評価と計画の見直し・予算編成を連動させた「PDCAサイクル※」による管理を行います。



(1) 庁内体制の確立・強化

本計画は、保健福祉の各分野を網羅しており、また、そればかりではなく関連領域の内容までも含んだ総合的な計画であるため、庁内関係各課等の緊密な連携を図り、全庁的な体制で一貫性のある政策・施策の推進を図ります。

(2) 地域住民等との連携・協働※

本計画を着実に推進するために、「地域福祉」の担い手としての地域住民をはじめ、自治会、民生委員児童委員※、市社会福祉協議会※、NPO※法人、ボランティア団体など地域活動団体、関係機関、民間サービス事業者などとの連携・協働を図ります。

(3) 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するために、当市の保健・福祉に関する識見のある人や学識経験者、公募による市民等の委員で構成する「東村山市保健福祉協議会」および各個別計画推進の「部会」で、計画の施策・事業の進行管理、成果についての評価などを行います。

第3編

部門別計画